

○気仙沼市学校運営協議会規則

平成28年12月22日教育委員会規則第14号

改正

平成30年3月15日教育委員会規則第5号

気仙沼市学校運営協議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。第18条において「法」という。）第47条の6第1項の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(責務)

**第2条** 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して気仙沼市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（市立学校の校長又は園長をいう。以下同じ。）の権限と責任の下、生徒、児童又は幼児の保護者、地域住民等の学校運営への参画の促進及び連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等との双方向の信頼関係を深め、一体となり学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置等)

**第3条** 教育委員会は、前条の責務が達成できると認める学校について、協議会を設置することができる。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を設置することができる。

2 協議会の設置にあたっては、校長からの申請によることができる。

3 教育委員会は、第1項の規定により協議会を設置するときは、当該学校の校長、保護者、地域住民等の意向を反映するよう努めるものとする。

(基本的な方針の承認)

**第4条** 協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育課程の編成に係る基本方針に関すること。

(2) 組織編成に関すること。

(3) 学校予算の編成及び執行に関すること。

(4) 施設管理及び施設整備に関すること。

2 設置学校の校長は、前項の規定により承認を受けた基本的な方針に従って設置学校の運営を行

うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

**第5条** 協議会は、設置学校の運営について、教育委員会又は設置学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、設置学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を經由し、宮城県教育委員会に対して意見を述べることができる。

(運営に関する評価と情報提供)

**第6条** 協議会は、学校の運営状況等について、毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開する等情報の提供に努めなければならない。

(住民参画の促進等)

**第7条** 協議会は、設置学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、設置学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。

(委員の委嘱等)

**第8条** 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が、委嘱し、又は任命する。

- (1) 設置学校の所在する地域の住民
- (2) 設置学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- (3) 設置学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 設置学校の校長
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 設置学校の校長は、委員を教育委員会に推薦することができる。

(任期)

**第9条** 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、その欠けた委員の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第10条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。ただし、設置学校の校長は、会長及び副会長となることができない。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第11条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が会議の開催日の3日前までに議案を示した上で招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。

5 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関しての議決権を行使できない。

6 会長は、会議ごとに議事録を作成しなければならない。

7 議事録には、会長が指名する委員2人が署名し、保管しなければならない。

(会議の公開)

**第12条** 会議は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

(1) 当該設置学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

(2) その他特別の事情により、協議会が必要と認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会議の議長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

**第13条** 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい理解を得るために必要な研修を行うことができる。

(指導及び助言並びに情報提供)

**第14条** 教育委員会は、協議会及び設置学校の校長に対し、当該協議会の運営状況等について、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び設置学校の校長は、協議会が適切な意思形成を行えるように必要な情報の提供に努めなければならない。

(守秘義務)

**第15条** 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、その職を退いた後も同様とする。

(解任)

**第16条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があった場合

(2) 委員としてふさわしくない行為を行った場合

(3) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用した場合

(4) 協議会及び設置学校の運営に著しく支障を来す言動を行った場合

(5) 委員の心身の故障のため職務を遂行することができない場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、解任に相当する事由があると認められる場合

2 設置学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(事務局)

**第17条** 協議会に事務局を置く。

2 事務局は、設置学校内に置くものとする。

(その他の運営事項)

**第18条** 協議会は、法及びこの規則に反しない範囲において、教育委員会に届出の上、別の名称を用いることができる。

(委任)

**第19条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月15日教育委員会規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、この規則による改正前の気仙沼市学校運営協議会規則第3条第1項の規定により指定された学校が設置する学校運営協議会については、この規則の施行の日において改正後の気仙沼市学校運営協議会規則第3条第1項の規定により設置された学校運

営協議会とみなす。

- 3 改正後の気仙沼市学校運営協議会規則の規定による委員の推薦その他の必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。